

## ~定期購入の法律改正について~



## Q

「ワンコイン」でお試しというネット広告を見て、化粧品を注文したら定期購入になっていました。広告画面からは定期購入とわかりませんでしたが、初回で解約できないでしょうか。

## Α

定期購入に関して法律が一部改正され、令和4年6月1日から施行されました。

- ①消費者が最初にアクセスする画面には、定期購入契約期間・内容・解約条件の表示が義務付けられます。
- ②申込確認画面で、定期購入の期間や複数回分の総額表示が義務付けられます。

このような表示がなく、定期購入ではないとウソの表示を見て6月1日以降申込んだのであれば、申込 取消が認められます。

ネット通販で注文する際は、上記も意識して慎重に申込みましょう。